

令和8年3月

お客さま各位



未利用口座管理手数料の適用対象口座変更について

平素は富士宮信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年5月1日より、2年以上ご利用のない口座に対し、未利用口座管理手数料を徴求することとしております。現在は、当該手数料の適用対象を令和5年5月1日以降に開設された口座に限定しておりますが、長期間ご利用のない口座の利用促進ならびに不正利用による被害防止の観点から、下記のとおり当該手数料の適用対象とするよう変更いたしますので通知します。

本件変更に伴い、「普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定 総合口座規定」「貯蓄預金規定」を一部変更させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

令和8年10月1日（木）

2. 変更内容

変更前	変更後
令和5年5月1日以降の新規開設普通預金（総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座を含みます）および貯蓄預金	すべての普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座を含みます）および貯蓄預金 <u>※令和5年4月30日以前に開設された口座も対象になります。</u>

3. 未利用口座の適用条件

普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座も含みます）、貯蓄預金口座のうちお預けやお引出し、口座振替等の利用が2年以上ない口座が対象となります。なお、紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。

- ・ 該当口座の残高が1万円以上の場合
- ・ 同一支店でお借入れがある場合(カードローン契約を含む)
- ・ 同一支店で他の預り金融資産(定期預金、定期積金、国債、保険、投資信託等)がある場合

4. 手数料金額

年間1,320円(税込)

5. 未利用口座に対する取扱

- (1) 上記の対象口座となった場合、事前に当金庫へお届けのご住所宛に文書にてご案内いたします(ご案内が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします)。
- (2) ご案内後、一定期間(約3ヶ月)を経過してもお取引がない場合、本手数料を引落としさせていただきます。
- (3) 残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高金額を引き落とし、該当口座を自動的に解約させていただきます。
- (4) 一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。また、前項により解約された口座の再利用はできません。

6. 普通預金規定等の改定

未利用口座管理手数料の適用対象口座変更に伴い、普通預金規定、貯蓄預金規定を改定いたします。併せて、必要な箇所の改定を行います。

- ・ 「普通預金(普通預金(無利息型)を含む)規定、総合口座取引規定」
新旧対照表
- ・ 「貯蓄預金規定」新旧対照表

以上

「普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定 総合口座取引規定」 新旧対照表

(下線部分が今回の改正箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定 総合口座取引規定 <u>令和8年10月1日改定</u></p> <p style="text-align: center;">普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定</p> <p>6.（預金の払戻し等） (4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>7.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、<u>毎年3月と9月の第2土曜日の翌日に</u>、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。普通預金（無利息型）には利息をつけません。</p> <p>8.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) 省略 (2) 省略 (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫<u>所定</u>の通帳再発行手数料をいただきます。</p> <p>9.（成年後見人等の届出） (1) ～ (4) 省略</p>	<p style="text-align: center;">普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定 総合口座取引規定 <u>令和5年5月1日改定</u></p> <p style="text-align: center;">普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定</p> <p>6.（預金の払戻し等） (4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。</p> <p>7.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、<u>（追加）</u>この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。普通預金（無利息型）には利息をつけません。</p> <p>8.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (1) 省略 (2) 省略 (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫<u>（追加）</u>の通帳再発行手数料をいただきます。</p> <p>9.（成年後見人等の届出） (1) ～ (4) 省略</p>

新	旧
<p>(5) 前四項の届出の前に<u>生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第6条第2項または第15条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、(以下省略)</p> <p>11. (盗難通帳を用いた払戻し等)</p> <p><u>(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p><u>①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</u></p> <p><u>②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u></p> <p><u>③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u></p> <p><u>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。</u></p> <p><u>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること及び預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</u></p> <p><u>(3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとし</u></p>	<p>(5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第6条第2項または第14条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、(以下省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>ます。</p> <p><u>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u></p> <p><u>①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>ア. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u></p> <p><u>イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u></p> <p><u>ウ. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u></p> <p><u>②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</u></p> <p><u>(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。</u></p> <p><u>(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</u></p> <p><u>(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとし</u><u>ます。</u></p> <p><u>12. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略)</p> <p><u>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</u> この預金口座は、<u>第15条第5項</u>各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第15条第5項</u>各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>14. (取引の制限等)</u> (省略)</p> <p><u>15. (解約等)</u></p>	<p>11. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、<u>第14条第5項</u>各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第14条第5項</u>各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>13. (取引の制限等) (省略)</p> <p>14. (解約等)</p>

新	旧
<p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項における記名押印は、当金庫が認めたときは本人の署名をもってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 次の各号の一(中略)</p> <p>②この預金の預金者が<u>第12条第1項</u>に違反した場合</p> <p>③～⑥省略</p> <p>⑦<u>前条第1項から第4項</u>までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p> <p>(5) 省略</p> <p><u>(6) この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p><u>(7) この預金について、口座開設後1ヶ月を越えて入金が無く、または預金全額の払戻しがなされるなどにより預金残高が無く未払い利息もない状態が1年以上続いた場合には、当金庫からの通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。</u></p> <p><u>(8) 前七項により、この預金口座が解約され残高がある場合 (以下省略)</u></p> <p><u>16.</u> (通知等) (省略)</p> <p><u>17.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 (中略)</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定め</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは本人の署名をもってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 次の各号の一(中略)</p> <p>②この預金の預金者が<u>第11条第1項</u>に違反した場合</p> <p>③～⑥省略</p> <p>⑦<u>前条 (1) から (4) </u>までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p> <p>(5) 省略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(8) (4)、(5)により、この預金口座が解約され残高がある場合、(以下省略)</u></p> <p>15. (通知等) (省略)</p> <p>16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 (中略)</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとし</p>

新	旧
<p>によるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等（以下省略）</p> <p>18.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) 普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座も含みます）は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引落しを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>19.（規定の変更等） （省略）</p> <p>20.（準拠法、裁判管轄） （省略）</p> <p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1.～5.省略</p> <p>6.（預金の払戻し等）</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>13.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 前四項の届出の前に、<u>生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p>ます。</p> <p>②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。</p> <p>(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等（以下省略）</p> <p>17.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) 令和5年5月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座も含みます）は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引落しを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>18.（規定の変更等） （省略）</p> <p>19.（準拠法、裁判管轄） （省略）</p> <p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1.～5.省略</p> <p>6.（預金の払戻し等）</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が発生した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の相違を確認のうえ、取扱いいたします。</p> <p>13.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がな</p>

新	旧
<p><u>15. (盗難通帳を用いた払戻し等)</u></p> <p><u>(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し (以下本条において「当該払戻し」という。) については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p><u>①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</u></p> <p><u>②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u></p> <p><u>③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u></p> <p><u>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日 (ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額 (以下「補てん対象額」という。) を前条本文にかかわらず補てんするものとします。</u></p> <p><u>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること及び預金者に過失 (重過失を除く) があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</u></p> <p><u>(3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日 (通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</u></p> <p><u>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u></p> <p><u>①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>ア. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u></p> <p><u>イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u></p> <p><u>ウ. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重</u></p>	<p>いと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張し、(追加) ませ</p> <p>ん。</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>要な事項について偽りの説明を行ったこと</u> <u>②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じた</u> <u>またはこれに付随して行われたこと</u> <u>(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、</u> <u>この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請</u> <u>求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受け</u> <u>た者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度</u> <u>において同様とします。</u> <u>(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てん</u> <u>を行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅し</u> <u>ます。</u> <u>(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該</u> <u>補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な</u> <u>解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する</u> <u>損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p><u>16.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、<u>第18条第3項</u>各号のいずれにも該当しない場合に 利用することができ、<u>第18条第3項</u>各号の一にでも該当する場合に は、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>17.</u> (即時支払) (省略)</p> <p><u>18.</u> (解約等) (1) ~ (3) (省略) (4) 前項に基づく解約をした場合に、<u>第19条</u>の差引計算等により、なお 普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出て ください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提 出または保証人を求めることがあります。</p> <p><u>19.</u> (差引計算等) (省略)</p>	<p>15- (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、<u>第17条第3項</u>各号のいずれにも該当しない場合に 利用することができ、<u>第17条第3項</u>各号の一にでも該当する場合に は、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>16. (即時支払) (省略)</p> <p>17. (解約等) (1) ~ (3) (省略) (4) 前項に基づく解約をした場合に、<u>第18条</u>の差引計算等により、なお 普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出て ください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提 出または保証人を求めることがあります。</p> <p>18. (差引計算等)</p>

新	旧
<p><u>20.</u> (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p><u>21.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) この<u>取引の定期預金、定期積金</u>は、<u>満期日が未到来であっても</u>、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、<u>当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来した</u>ものとして、相殺することができます。なお、この<u>取引の定期預金、定期積金が、第10条1項により貸越金の担保となっ</u>ている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、<u>相殺により貸越金を超え</u>ることとなるときは、<u>新極度額を超える金額を優先して貸越金に充當</u>することとします。 ②～③省略 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① この<u>取引の定期預金、定期積金</u>の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。(以下省略)</p> <p><u>22.</u> (規定の変更) (省略)</p> <p><u>23.</u> (準拠法、裁判管轄) (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p><u>19.</u> (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p><u>20.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) この<u>(追加)預金</u>は、<u>(追加)当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、(追加)本条各項の定めにより相殺</u>することができます。なお、この<u>(追加)預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定され</u><u>(追加)</u>ている場合にも同様の取扱いとします。 (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、<u>(追加)この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるも</u><u>の</u>、とします。 ②～③省略 (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。 ① この<u>(追加)預金</u>の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。(以下省略)</p> <p><u>21.</u> (規定の変更) (省略)</p> <p><u>22.</u> (準拠法、裁判管轄) (省略)</p>

以上

「貯蓄預金規定」 新旧対照表

(下線部分が今回の改正箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">貯蓄預金規定</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和8年10月1日改定</p> <p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合は、当金庫<u>所定</u>の通帳再発行手数料をいただきます。</p> <p>10. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)~(4)省略</p> <p>(5) 前四項の届出の前に<u>生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第6条第2項または<u>第16条第2項</u>に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、(以下省略)</p> <p><u>12. (盗難通帳を用いた払戻し等)</u></p> <p><u>(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u></p> <p><u>①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</u></p> <p><u>②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u></p> <p><u>③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難に</u></p>	<p style="text-align: center;">貯蓄預金規定</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日改定</p> <p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合は、当金庫<u>(追加)</u>の通帳再発行手数料をいただきます。</p> <p>10. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)~(4)省略</p> <p>(5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第6条第2項または<u>第15条第2項</u>に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、(以下省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>あったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u></p> <p><u>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。</u></p> <p><u>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること及び預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</u></p> <p><u>(3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</u></p> <p><u>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u></p> <p><u>①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>ア. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u></p> <p><u>イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u></p> <p><u>ウ. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u></p> <p><u>②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して行われたこと</u></p> <p><u>(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。</u></p> <p><u>(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅</u></p>	

新	旧
<p><u>します。</u></p> <p><u>(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p>13. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p>14. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、<u>第16条第5項</u>各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第16条第5項</u>各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>15. (取引の制限等) (省略)</p> <p>16. (解約等) (1) (省略) (2) 前項における記名押印は、当金庫が認めたときは本人の署名をもってこれに替えることができます。</p> <p>(3) ~ (4) ① (省略) ②この預金の預金者が<u>第13条第1項</u>に違反した場合 ③~⑥ (省略) ⑦<u>前条第1項から第4項</u>までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p> <p>(5) (省略)</p> <p><u>(6) この預金が、一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる</u></p>	<p>12. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、<u>第15条第5項</u>各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第15条第5項</u>各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>14. (取引の制限等) (省略)</p> <p>15. (解約等) (1) (省略) (2) 前項における記名押印は、<u>個人である預金者本人による手続きの場合に限り、</u>当金庫が認めたときは本人の署名をもってこれに替えることができます。</p> <p>(3) ~ (4) ① (省略) ②この預金の預金者が<u>第12条第1項</u>に違反した場合 ③~⑥ (省略) ⑦<u>前条第1項から第2項</u>までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p> <p>(5) (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>ものとしす。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとしす。</u></p> <p><u>(7) この預金について、口座開設後1ヶ月を越えて入金が無く、または預金全額の払戻しがなされるなどにより預金残高が無く未払い利息もない状態が1年以上続いた場合には、当金庫からの通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとしす。</u></p> <p><u>(8) 前七項により、この預金口座が解約され残高がある場合、（以下省略）</u></p> <p>17.（通知等） （省略）</p> <p>18.（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 相殺する場合には、次の手続きによるものとしす。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとしす。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとしす。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとしす。</p> <p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしす。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしす。</p>	<p>(6) 前（追加）項(4)、(5)により、この預金口座が解約され残高がある場合、（以下省略）</p> <p>16.（通知等） （省略）</p> <p>17.（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとしす。</p> <p>①～③（省略）</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとしす。</p> <p>① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとしす。</p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとしす。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとしす。</p> <p>(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとしす。</p> <p>(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしす。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限があ</p>

新	旧
<p><u>19.</u> (未利用口座管理手数料) (1) 貯蓄預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。 (以下省略)</p> <p><u>20.</u> (規定の変更等) (以下省略)</p> <p><u>21.</u> (準拠法、裁判管轄) (以下省略)</p>	<p>る場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>18. (未利用口座管理手数料) (1) 令和5年5月1日以降に開設した貯蓄預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入、または払戻し(第2項に定める手数料の引落しを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。 (以下省略)</p> <p>19. (規定の変更等) (以下省略)</p> <p>20. (準拠法、裁判管轄) (以下省略)</p>

以 上